

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.40
発行日 2023.9.4



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)
 編集責任 永野浩二 080-5254-6866(江口)

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

玄海MOX初提訴から13周年

GX強行は愚挙 命とくらしを守るために原発を止める!

MOX使用差止裁判で提訴(2010年8月9日)して13年、現在、国と九州電力を相手に控訴審で闘っています。弁護団、原告団、支える会のみなさま、全国のみなさまからの数え切れない支えで、今まで運動を続けてくることができましたことを、心より感謝申し上げます。

東京電力が起こした原発事故は、取り返しのつかない犠牲を国民に強いる結果を招いたこと、未だに事故処理にも取りかかれぬ状況にあることなど、政府は「国策の失敗だった」と認め、国民に謝るべきです。この12年間は、甚大な犠牲を全てなかったかのようにするための時間だったのでしょいか。岸田政権は事故の顛末を先頭で見てきながら、原発推進へのGX法を強行しました。正気の沙汰ではありません。原発が暴走すれば人の手には負えないこと、被害は広範囲・超長期未来にわたること、自然環境を放射能で壊し、全てのいきもののDNAを傷つけくらしを奪い去るものと、国民は知ったのです。私たちの傍にある玄海原発でも、いつ事故が起きるかわからない状況にもかかわらず、九電は「安全です」と広報するだけで、住民は安心して暮らせるはずがありません。

私たちの裁判は、14年目に入りました。「玄海3号機MOX燃料使用差止裁判」と「玄海原発再稼働差止仮処分」は佐賀地裁、福岡高裁ともに「不当判決」で終了しました。現在、福岡高裁で「全基差止訴訟」と「行政訴訟」の控訴審が係争中で、それぞれ第7回、第6回の口頭弁論を終えたところです。



3/11 佐賀玉屋前

主な争点として「地震、火山、配管、重大事故対策」で闘い、控訴審では「原子力避難計画」を新たに争点として追加しました。

近年地震や自然災害が頻発している日本列島です。問題山積の原発を動かすのは愚挙としか言えません。命とくらしを守る方法は、原発を運転しないことしかありません。これからも、全国のみなさまと連帯し、裁判闘争と一人一人に伝える運動で原発の無い社会の実現を目指します。

(石丸初美)

10/4(水) 福岡高裁控訴審

みなさまの傍聴
待ってます!

13:00 集合

13:15 門前集会

14:30 行政訴訟 第7回口頭弁論

15:00 全基差止 第8回口頭弁論

15:15 記者会見・報告集会

@福岡県弁護士会館 (裁判所隣)

◇今後 2024/1/17(水)、4/24(水)

| ◀ CONTENTS ▶ | |
|-----------------------|--------------|
| ■ 初提訴から13周年 | 石丸初美...1 |
| ■ 提訴13周年報告会/5/31控訴審報告 | ...2 |
| ■ 意見陳述 | 松原学/荒木龍昇...3 |
| ■ 裁判争点①行政訴訟 | ...6 |
| ■ 避難先自治体アンケート | ...8 |
| ■ 2022年度会計報告 | ...11 |
| ■ リレーコラム | 八田麻里子...12 |

原発裁判闘争が獲得してきた諸原則の上に勝利を！ 提訴13周年 年次活動報告会／冠木弁護団長講演会

6月17日、提訴13周年年次活動報告会を開催しました。

冒頭、石丸初美代表が挨拶を行い、支援者のみなさんへの謝意とこれからも連帯していく意思を表明しました。(1ページ参照)

第一部は、控訴審を中心にこの1年の活動報告、会計報告、役員紹介を行いました。

第二部は、冠木克彦弁護団長から「プルサーマルから13年。勝利へ向けて」と題して講演いただきました。

冠木さんは、原発訴訟を支えてきた久米三四郎氏ら科学者の闘いの歴史に触れながら、伊方原発最高裁判決で示された「万が一に起こらないようするため」「看過し難い過誤、欠落」「立証責任論」など、その後の原発裁判で活かすことのできる諸原則を闘い取ったことを詳しく説明されました。

また、高浜原発裁判で配管や燃料ペレットのミ

リ以下～数ミリという微細なものを「悪魔は細部に宿る」として、争点として闘ってきたことを振り返られました。そして、玄海のMOX裁判、現在進行中の行政訴訟・全基差止裁判の控訴審の大きな争点である地震動のポイントをお話されました。

私たちの裁判は13年ですが、それ以前からの長い闘いの延長線上にあるものだと歴史的に捉えることができ、ますます「勝たねばならない」との意を強くしました。

初提訴から14年目。控訴審に勝利し、玄海原発を止めるために、みんなで力をあわせていこうと誓いあう場となりました。 ※HPIに配布資料等を掲載



冠木克彦弁護団長



6/17 年次活動報告会



5/31 福岡高裁入廷行動

5/31福岡高裁控訴審報告

5月31日、福岡高裁(久留島群一裁判長)にて、玄海原発控訴審口頭弁論(全基差止第7回と行政訴訟第6回)が開かれました。

今回は初心にかえり「止めるのは私」という意を共有するため、傍聴呼びかけに力を入れました。初参加の方も多く、約70名が門前集会から集まりました。

法廷では控訴人側から、地震、火山、避難計画に関する準備書面を提出。弁護団がポイントを陳述しました。避難計画については、市民団体として取り組んだ避難受入先自治体アンケート結果報告書を証拠として提出。複数の自治体が放射能基準を知らされていないことなど、避難計画の

実効性のなさを数字で明らかにしました。(8ページ参照)

また、控訴人の松原学さんと荒木龍昇さんが意見陳述を行いました。

この日、玄海原発の老朽化問題にも関わってくる原発の60年超の運転延長を認めるGX法が国会で可決されました。福島事故の教訓を踏みにじり、将来に大きな禍根を残す暴挙を断じて許すことはできません。

裁判傍聴することも「原発反対！」の意思表示。裁判官に対して私たちの意志をさらに強く示していきましょう。次回以降も、傍聴・注目をよろしくお願ひします。

裁判官のみなさんも 他人事ではなく 自分事として判決を！

行政訴訟口頭弁論（5月31日）意見陳述 松原学

私は宮崎県延岡市に住みます原告の松原と申します。今日は、私の意見を述べる場を頂き、ありがとうございます。

私は12年前の2011年3月11日に佐賀市にありません、佐賀地方裁判所にて、プルサーマル裁判の原告として、意見陳述をしていました。

その中で、放射能の危険性、原子力発電所の危険性、もし、事故があった場合には取り返しのつかないことを訴えていました。

陳述を始めるときには、たくさんいたマスコミ関係者が、一人二人といなくなり、陳述が終わったときには、誰もいなくなっていました。

何があったのだろうと、不思議に思いながら会場を移すと、津波が押し寄せる様子がテレビ画面に映っていました。

その夜から「安定ヨウ素剤はないか」「ガイガーカウンターは無いか」と私に問い合わせが入り始めました。

当時、私は九州大学の航空宇宙工学科に勤務していました。住まいも糸島市にあり、福岡の方で、小さな子供さんを持つお母さんたちに安定ヨウ素剤をお配りしたり、ガイガーカウンターを作って、放射線を測定する勉強会をしたりと活動をしていました。

福島原発事故は、私が原子力発電所の危険性を指摘したから起こったのではないかと思った事もありました。

さて、その12年前に起こった福島第一原発事故はなぜ、起こったのでしょうか。

当時、原発推進者は「原発は五重の壁に守られているから、放射能は絶対に外に漏れない」と豪語していました。

「どんなことになっても、安全に原発は止められる」と言っていました。

現実はどうでしょうか。

今現在、12年前に何が起こって、原子炉はどうなっているか、わかっていません。

なぜ、安全装置は働かなかったのか。なぜ、放

射能の閉じ込めが出来なかったのか。何一つきちんと検証されていないのでしょうか。

安全装置は、原子力発電所に無数に走る配管がすべて健全であることが大前提となっていて、地震の振動によって、配管が破断してしまえば、制御できなくなるのは当たり前ではないのでしょうか。

配管の破断は無かったのでしょうか。あったのでしょうか。なぜ、福島原発はメルトダウンしたのか、その説明は終わったのでしょうか。

福島第一原発の事故の検証が終らないままに、国は安全基準の引き上げとか言った適当な言葉で、実質、何もしないまま、原発を再稼働させています。

航空機の世界では、重大な航空機事故が発生した場合には、同型の航空機の運航を止め、事故原因が判明し、対策が取れるまで運行は再開させません。多くの人命を守るための当然の措置です。

墜落した機体からは、墜落直前の機体の状況、コックピット内の会話の様子を記録したフライトレコーダーやボイスレコーダーが回収され、墜落の事故原因の解明に大きな役割を果たします。そのような、徹底的に事故原因を追究する姿勢が、航空機の安全性を高めることにつながっています。

原発では、どうでしょうか。

「メルトダウンは絶対に起こらない」と豪語していたことが実際に起こったのです。であれば、その事実を真摯に受け止め、なぜ、メルトダウンが起こったのかを徹底解明するのが先ではないのでしょうか。



スケッチ/T.H

その事故の検証が済まないうちに、他の原発を再起動させることは、全く、無責任なことではないのでしょうか。

裁判官のみなさん、「マーフィーの法則」という言葉をご存じでしょうか。ピーナッツバターを塗ったパンは、悔しいけど、バターを塗った側を下にして落ちるのです。事故を起こす可能性があるものは、必ず、事故が起こるのです。

原発の場合、事故が起こっては、困るのです。事故が起こってからでは遅いのです。ですから、私たち原告は、社会に訴え続けているのです。

航空機や船や橋など、物を作るときには、安全余裕を設計時に設けています。航空機の場合は、1.2倍です。船の場合、2倍から5倍、橋の場合も2倍以上です。それは、設計者として「絶対に人命を守る」という意志の表れではないでしょうか。

一方、原発ではいくつでしょう。プルサーマルでは1.01倍つまり安全余裕が1%と聞いてあきれています。

2011年5月に、静岡県の浜岡原発は止まりました。それ以来、稼働していません。それは、なぜでしょうか。東京に近いからでしょうか。真下に活断層があるからでしょうか。止めていても、国から

お金をもらえるからでしょうか。

今の理由の中に、そこに住む住民の視点がまったく、入っていません。そこに暮らす人の視点に立てば、危険極まりない原発は稼働してはならないのです。

裁判官のみなさん、どうか、今一度、放射能の危険性を認識し、それによって被害を被る全世界の人々のことを考え、即時、原発を止めてください。

私も含めて、この国のみなさんが当事者意識を持つことで、社会が変わって行くのではと思っています。原発を止める力を持つ、裁判官のみなさんにも、どうか、他人事ではなく、自分のことと思ひ、危険極まりない原発を止める手立てを考えてください。

また、こんな重要な裁判は、是非とも、日曜日に開いて欲しいと思います。「司法改革」という言葉が随分前にありましたが、相変わらずの平日の昼間で、裁判所が市民にとっては遠い存在となっています。日曜日に裁判を開き、家族連れで裁判の様子が見られるようにして頂くことで、市民に開かれた司法になり、社会もより良くなっていくのではと思っています。

ありがとうございました。

住民が一方的にリスクを負わされる理不尽の是正を！

全基差止口頭弁論（5月31日）意見陳述

荒木龍昇

私は福岡市議会議員を5期20年努めました。

東日本大震災が起こった直後の2011年5月に2度福島県と宮城県を調査に行きました。現地は津波による甚大な被害があり、街や田畑の至る所で自動車や小型漁船が打ち上げられ、撤去中の瓦礫が積まれていました。津波の被害は大変なものでしたが、原発事故による放射性物質の汚染の問題はより深刻でした。郡山市の避難所ビッグパレットで出会った富岡町の被災者は、11日地震直後は近くの避難所に避難したが2、3日で自宅に戻れると思っていた、ところが12日に突然10km圏内の住民は避難するように避難指示があり、着の身着のまま川内町に避難し、その後郡山市ビッグパ

レットに避難したと言っていました。

震災後、瓦礫処理の問題が大きな問題となり、政府は全国で震災瓦礫処理の受入を検討していました。問題は

原発事故による放射性物質による汚染にあり、受け入れる自治体がなかなか見つからない状況で



スケッチ／T.H

した。一部自治体の受入がありました。最終的には現地で焼却処分となりました。事故当時東北や関東地方の自治体では飲料水の汚染や焼却灰での高濃度の汚染があり、今日まで汚染された焼却灰や下水道汚泥の処理に苦慮していることが報道されています。

私は2011年6月議会で、汚染された瓦礫受入問題について質問を行いました。福岡市は焼却場でセシウムなど放射性物質の処理ができないことから、閉鎖水域である博多湾内にホットスポットができ、海水淡水化施設や漁業に被害が出る恐れがあることを理由に汚染された瓦礫は受け入れしないとしました。

また、私は議会で玄海原発と福岡市の地理的関係は福島県飯館村と極めて似ていることから、玄海原発の廃炉を求めるとともに原子力災害の対策について質問をしてきました。福岡市は2013年に国が暫定的に決めた「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」50km 圏内の40才未満の市民1回服用分の安定ヨウ素剤を備蓄することにしました。その後も議会で不十分な対策について同僚の森議員が質問を継続し、現在は50キロ圏内の全ての住民が1回服用できる量を公民館等に分散備蓄するようになりました。

その後2016年7月に福島の現地の調査に行きました。現地の市町村では除染した汚染土のフレコンバックが至るところで山積みとなっていました。また飯館村に汚染土壌を減容のために焼却する施設の視察に行き、飯館村役場を訪問しました。対応した職員の話では原発事故当時の状況について、

地震の被害についてはいずれ復興できると考えていたが、4月22日に国から突然全村退避の指示があり、避難誘導およびその後も大変だったと語っています。訪問した当時飯館村の状況はようやく村の庁舎が再建され、商業施設としてコンビニエンスストアが1軒と高齢者施設、小学校が整備された状況でした。当時村に戻ってきている住民の多くは高齢者でしたが、避難指示解除後も子育て世代はあまり戻っていないと報道されています。

いまも福島原発事故の非常事態宣言は解除されず原発の廃炉処理のめどは立っていません。汚染水処理問題や除染した土壌の処理のめどもたっていないこと、帰還困難区域指定を解除されても年間20ミリシーベルト以下という高いレベルでの影響を懸念する子育て世代が戻っていません。福岡市は玄海原発から最も近いところで37キロ、最も遠いところで約60キロです。もし玄海原発が過酷事故を起こせば私たちの日常生活はたちまち奪われます。私たちは原発を望んでいないし、原発がなくても電気は足りている状況で、原発を稼働することで事業者は利益を得ても、私たちは一方的にリスクを負わされることは極めて理不尽だと憤りを持っています。

地方自治の本旨は住民の福祉を増進することであり、議員として福岡市が原発の廃炉を国や事業者に求めるよう働きかけてきました。

この理不尽な状況を是正すべく、原発廃炉の判断をされることを求めます。

2月18日以降の主な活動経過

■2月

18日 『玄海プルサーマル裁判ニュース第39号』発行

■3月

4日 そいぎミーティング

11日 原発ゼロ！3.11福岡集会・デモ
街頭スタンディング(唐津、佐賀)

19日 命と暮らしと尊厳を守る福岡県総がかり行動
23～29日 第11回脱原発パネル展@佐賀市立図書館

■4月

1日 そいぎミーティング

13日 避難先自治体へアンケート開始(避難連絡会)
20日 避難ルート実地検証①唐津鬼塚・野田→佐賀市
26日 避難ルート実地検証②唐津厳木→佐賀市

■5月

6日 そいぎミーティング

25日 避難先アンケート結果記者会見

30日 GX東ね法案について大串衆議院議員事務所訪問
31日 福岡高裁控訴審口頭弁論(行政第6回・全基第7回)

■6月

3日 そいぎミーティング

17日 提訴13周年年次活動報告会(アバンセ/オンライン)
冠木克彦弁護士団長講演会

■7月

8日 そいぎミーティング

14日 知事質問要請(避難アンケート関連)提出
県議・市議らと随時面談

22日 規制委員長玄海視察・首長面談抗議スタンディング

28日 伊万里市長質問要請提出

31日 唐津市長質問要請提出

■8月

3日 玄海町長質問要請提出

12日 そいぎミーティング

裁判の争点 ①行政訴訟

玄海原発3・4号機 設置許可処分取消請求の争点

福岡高裁で控訴審が続いています。普通に暮らしていたら裁判に関わることになった私たちは、裁判用語にもなかなか慣れません。平易な言葉で裁判の争点を整理してみました。今号は行政訴訟、次号は全基差止です。

国に対しては、九州電力の玄海原発3・4号機について新規制基準では「基準を満たさない」のに稼働を許可(設置変更許可*1)したので、取り消すように請求しています。

佐賀地裁判決は、九電の設置変更届について原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められないとして原告の訴えを棄却しました。

争点1 原告適格

「原告となる資格があるかどうか」=原告適格について原判決は、「原告らは具体的に主張立証していない」という被告の主張を容認し、原発100キロ以遠に住する原告に対して原告不適格としました。

控訴人は、被控訴人の放射線量の計算方法、考え方等が不合理であると主張しています。

第2回控訴審で裁判長から「被控訴人の論理でいえば、どんなに原発近くに住んでいても、誰にも原告適格はない、ということになる。福島第一原発事故を踏まえても、そうした姿勢を続けるのか？」との言葉が被控訴人に投げかけられました。

争点2 地震動過小評価

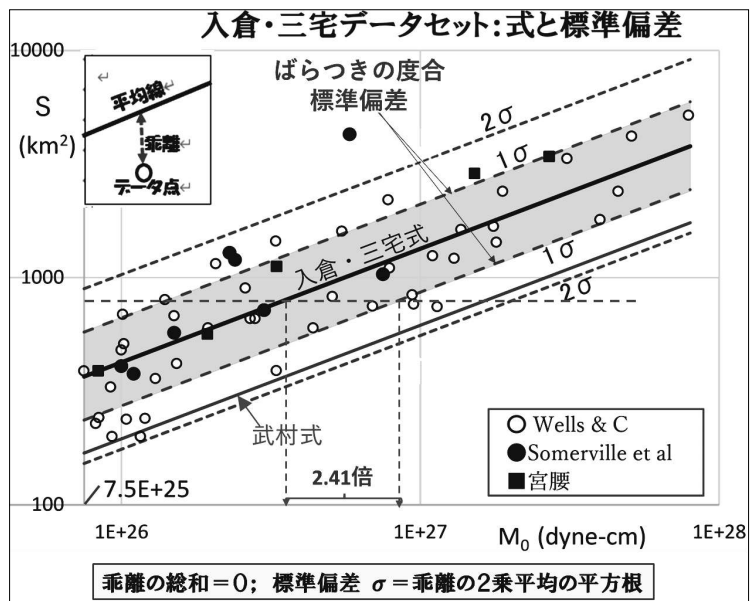
①控訴人は、玄海原発の基準地震動*2を計算した関係式(入倉・三宅式)が過小評価を導くので、耐震安全性を保証するには、日本の地震データを適用した「武村式」の関係式を使うべきだと主張しています。

②国の定める「地震動審査ガイド」の「ばらつきの考慮」に関する解釈について争っています。「ガイド」には福島事故を受けて「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、…ばら

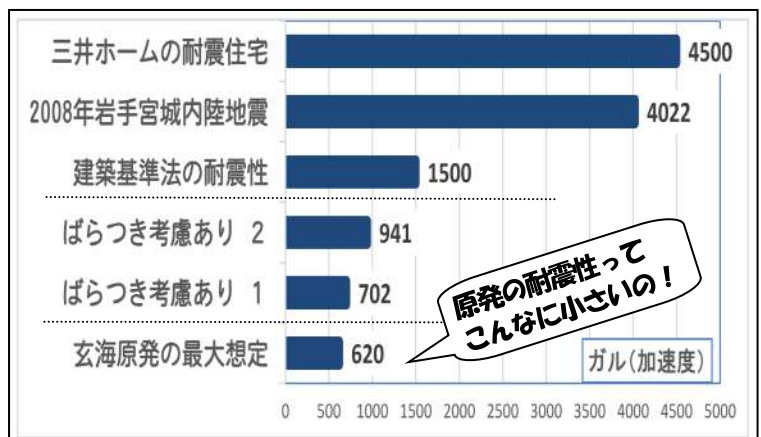
つきも考慮されている必要がある」と明記されているので、ばらつきを標準偏差 $\sigma * 3$ を用いて考慮する事で安全側に立った値を使うべきと、控訴人は主張しています。(図参照)

しかし、被控訴人は「不確かさ」を考慮すれば、こと足りると主張。「ガイド」に対して、参考に過ぎず、手元に置く手引きに過ぎない、と主張しています。

2020年12月の大飯原発の大阪地裁判決では同じ争点で原告が勝訴しました。



網掛け部分が「ばらつきの考慮」部分。経験式のまわりに広がる幅をもった範囲を安全側の値として、科学的に求めることができる。



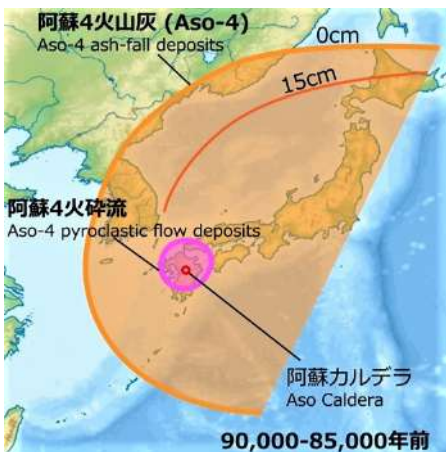
争点3 火山巨大噴火の影響

福島事故後、新規制基準に「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」と規定されました。自然現象の1つ、火山について国は「火山影響評価ガイド」に「何万年に一度の発生頻度であっても、将来の活動可能性が否定できない場合は、その火山事象が発電所に影響を及ぼす可能性が十分に小さいといえなければ、立地不適」としました。2017年12月、広島高裁は火山ガイドに従って、伊方原発差止の抗告審決定を出しました。

しかしその3か月後、国は「基本的考え方」という文書で、「巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、原発運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は、『巨大噴火の可能性が十分に小さい』と判断できる。」「巨大噴火によるリスクは社会通念上容認される水準であると判断できる」と、火山ガイドを読み替えました。グレーゾーンは黒ではなく、黒であることが示されない限りはよいとしたのです。噴火予測の手法は確立しておらず、巨大噴火について黒の立証などそもそも不可能です。

佐賀地裁判決は「基本的考え方」に沿って、火山の危険性を認めませんでした。

控訴人は、そもそも噴火予測はできないのに、社会通念上認められているからいい等というのは、とんでもない誤解だと反論しています。



「9万年前の阿蘇カルデラの破局的噴火では、火砕流が九州のほぼ全域に到達。火山灰は北海道でも15cmで、日本全土が火山灰により埋め尽くされた」(九州電力資料より)。

争点4 重大事故等の拡大の防止等

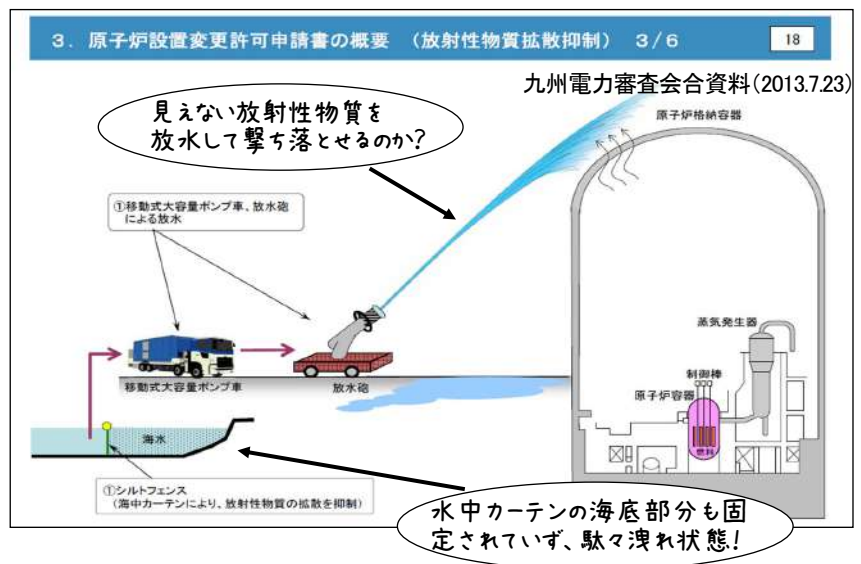
原子力発電所の安全を確保するための重要な機能は、「核分裂反応を「止める」、燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」です。新規制基準では、重大事故等の発生や拡大の防止等も要求しています。これらに対して被控訴人の重大事故対策は、水蒸気爆発が起こらない、原子炉格納容器は壊れないという前提で、落下した炉心を冷却するつもりもなく、炉心溶融防止対策を講じていません。放射能拡散抑制対策は「放水砲」で、汚染水拡散対策は「シルトフェンス」だけ、というものです。

原判決は、国の審査及び判断に不合理な点はないと判断しましたが、控訴人は、設置許可基準規則違反であると主張しています。

*1 設置(変更)許可: 原子炉等規制法に基づき、事業者は、原発を運転開始に当たり、原子炉の設置場所、構造、設備、そして保安規定及び工事計画とその方法を申請し、許可を求めねばならない。再稼働の場合は新たな認可の為、設置変更許可になる。

*2 基準地震動: 設計ないしは安全確認の基準となる模擬計算でつくられた地震の最大のゆれの大きさ・強さ、のこと。想定される最大の揺れ。地震で出来た「断層」の面積と「地震のエネルギーの大きさ」(地震モーメント)の関係式から計算される数値。

*3 標準偏差 σ : データ等の平均値からの散らばり具合(ばらつき)を表す指標の一つ。



玄海事故時の避難先3県市町へのアンケート調査実施 原子力避難計画は いかにも被ばくから逃げられるのか、という 根本的問題が住民に知らされていません！

市民団体10団体でつくる「玄海の避難問題を考える連絡会」は、今年4月15日～6月5日にかけて玄海原発事故時の避難先自治体へのアンケート調査第二弾を実施した。

昨年はコロナ等感染症流行下での避難についてのアンケートだった。今回は、避難元・避難先のマッチング、除染の基準の意味や検査方法、UPZ外の防護措置及び事前了解権等について、昨年同様、避難先自治体3県39市町で実施(佐賀県:17市町、福岡県:16市町、長崎県:6市町)。回答率は95%(2自治体未回答)だった。集計結果を元に、佐賀県と玄海町、唐津市、伊万里市への質問要請書を提出してきた。佐賀県知事からは8/4付で回答が来た。以下、アンケート結果と知事回答を報告する。今後福岡県と長崎県に対しても、質問要請行動を予定している。

以下、主な項目ごとに、アンケート結果概要、(知事回答)、<私たちの意見>と記載する。

.....
■太良町は8413人の町。そこに避難者8000人を受け入れる事になっている。2014年、私たちの面談調査では受け入れ人数7687人(人口9800人)だったが、その後修正があったと聞いていたが、その時以上に受け入れ率が増加していた。この対策は？⇒

(佐賀県回答=以下、回答):避難者が入りきれなかった場合は、まずは県内の施設を代替えの施設として活用する。県内で受入人数が不足するような事があれば、他都道府県と締結している災害時相互応援協定に基づき避難を受入れて頂くように調整する。



避難訓練での汚染検査・除染作業

<アンケート項目>

- 【1】避難元⇒避難先のマッチングはできているか？
- 【2】避難時の除染基準の意味について
- 【3】避難車両の検査・除染方法などについて
- 【4】避難する住民(人)の検査方法等について
- 【5】避難所となる学校や施設に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについて
- 【6】検査方法や除染基準の意味について、避難所となる学校や施設に伝えているか？
- 【7】検査方法、基準について、避難元自治体や県と話し合いはあるか？
- 【8】事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて
- 【9】指針ではUPZ外でもモニタリング等により避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じているか？

(アンケート結果詳細はHPをご覧ください)

<そもそも不足しない数と進めている事が、数合わせとしか思えない。入りきれなくなった時ということとは、起きてから考えるということだ。>

■国の除染基準 40,000cpmは放射線管理区域の30倍。

国のマニュアル⇒除染が必要な基準:体表面汚染で120 Bq/cm²=40,000cpm

これは、1歳児の甲状腺被ばくで300mSvに相当(安定ヨウ素剤服用基準50mSvの6倍にあたる。また、「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²の30倍)

この意味を知っているか等の問いに、「知らなかった」と40%もあった。この基準は緩すぎるのではないか？⇒

(回答)放射線管理区域からの持ち出し基準に設定されている4Bq/cm²は、平常時に放射線を管理する者に対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外に存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されている

ものと認識している。一方、除染の基準40,000cpmは、原子力災害時に放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮した上で、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められた実効的な基準となっている。以上により、放射線管理区域からの持ち出し基準と比較して一概に基準が緩いと言えるものもなく、県として迅速な避難と外部被ばくの防止を実現するため、定められた上記基準に則り、避難退域時検査を運営します。

<4ベクレルが“非常に厳しい値”であると県は認めているが、つまり緩いと認めていると言える。住民を守るべき立場である佐賀県が、通常では存在しない放射性物質を30倍も住民に強要しているのか。原発(九電)が出した放射性物質をなぜ我慢しなければならないのか県に問いたい。「不注意な経口摂取」とは、住民への責任転嫁も甚だしい言葉である。先ず、知事として知らされていない住民への誠意ある説明が責務だ。>

■ 車輻や人の検査・除染方法について、避難先自治体の約50%が「知らなかった」と回答した⇒
(回答)これまで避難先自治体への詳細な検査方法の説明は行っていません。

<アンケートの結果、避難先自治体に「説明を行っていない」ことが明らかになった以上、県はまずは詳細な説明を行うべきだ。>

■ 避難の際「通過証」をもらわずに避難先施設に行く人も想定できる。その場合持っていない人への対応はどのようにするのか？

(回答)本人及び周囲の方々の安全のためにも、最も近い検査場所に行って検査を受けて頂く事になると考えています。

<やっと辿り着いた住民に、「通過証をもらいに避難退域時検査場所にUターンしろ」となっている。どれほどの混乱があるのか、住民に知らされていない問題だらけの避難計画である。>

■ 避難所となる施設(学校や公民

館)に「放射能汚染を持ち込むべきではない+仕方がない」が約53%、また、避難先施設に検査と除染方法等について「伝えていない」と約53%が回答した⇒

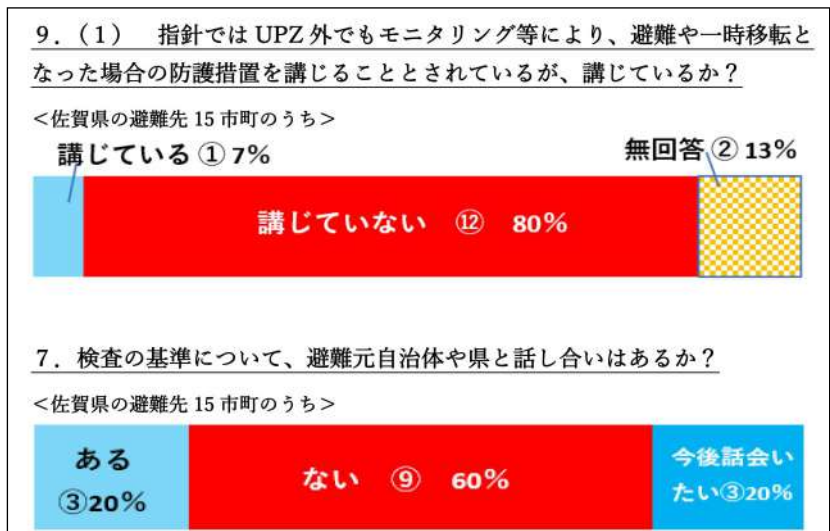
(回答)避難退域時検査と簡易除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先施設に持ち込まれることはないと考えています。また、施設に伝えるための対応は取っておりません。

<原発事故の避難は、いかに被ばくから逃れるかという根本的な問題が、避難先施設にも伝わっていないことが分かった。国が決められているだけの理由で、根拠も示さず持ち込まれないと断言していいのか。住民の安全と安心は無視しているとしか思えない。>

■ 放射能汚染検査の基準について、避難元自治体や県との話し合いは80%が「されていない」と回答した(※下図)。関係自治体間での情報共有ができていなければ住民は守れない⇒

(回答)話し合いをする前に、避難先自治体に原子力(防災)について学習していただき、そのうえで話し合いが必要な場合には、話し合う場を設定します。

<避難受入自治体は、除染基準などを理解した上で、受入を引き受けたのだろうか？確認する必要がある。避難計画を住民、自治体に押し付ける側の県が、押し付けられる側の市町に向かって「勉強しろ。必要なら、話し合いの場をつくってもよい」というのは筋違いではないか。住民の不安を無視して再稼働に同意した知事は、まず説明の場をつくるべきである。>



■原発稼働に関する事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られている。「現状のままでよい」が74%だったが、すべての避難元・避難先自治体が事前了解権を持つべきではないか。

(回答)唐津市、伊万里市、他の17市町は九電と安全に関する協定を締結しています。

＜まったく回答になっていない。唐津市、伊万里市の協定は「説明を受け、意見を述べるができる」だけで、立入調査権、事前了解権はない。17市町は情報提供が定められているだけだ。＞

■指針ではUPZ外でもUPZ同様に避難や一時移転となった場合、防護措置を講じることとされているが、「講じていない」と93%が回答した(※8p図)。

(回答)具体的な議論までは行っていません。

＜指針に明記されているにもかかわらず、具体的

には取り組まれていないことがあらためて明らかになった。＞

★まとめ

今回のアンケート調査で国の放射能検査基準がゆるすぎること、検査がずさんであること、避難計画の当事者間での話し合いがもたれていないこと等が明らかとなった。

また、佐賀県自身が「具体的な議論を行っていない」「自治体に十分理解されていない」と回答するなど、避難計画が実効性あるものとはとても言えない現状も明らかになった。

被ばくから逃げることのできない避難計画の下で、私たちの安全安心な暮らしは守られない。引き続き避難計画の実を検証しながら、原発そのものを止めるべきだと訴えていきたい。

8/3 玄海町長要請時 町民の青木一さんから「私たちは、避難の難しさの中で玄海町に生きていかねばなりません」と切実な訴えがありました。紹介します。

①避難道路と謳ってある有浦地区の2000mの道路改修工事が22年経っても完成していない。岸本前町長の時から何年も対話して要望してきたが、「唐津市の土地なので」と未だにできてない。避難道路で普通車が離合するためには、道幅を1m広げる必要がある。今のままでは、原発事故が起きたら急いで逃げると自宅に帰る人で離合できず、事故になったら避難できない。住民として腹立たしい。町長に確認してほしい。

②障害者を持つ家族として、「避難指示を待って避難集合場所までどうやって行くか」と思う。

地区の役員が避難困難者への対応は計画していると思うが、緊急事態発生時にはその方にも家族がいる事を懸念している。

③例えば町民が避難するためには、大型バス100台がいる。不可能だ。原発が危険を伴うというならば、九電は日頃から住民を避難させる車両を保管して、いつでもさっと出られる体制をとっておくべきだ。自家用車で逃げてくれとか、よそからバスを持ってくるとか言っているが、いざとなったら不可能だ。避難車両の件、もう一度考え直してもらいたい。



アンケート結果を受けた連続要請行動 7/14 佐賀県庁



7/28 伊万里市役所



7/31 唐津市役所



8/3 玄海町役場

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
2022年度 決算報告書
 (2022年1月1日～2022年12月31日)

| 科 目 | | 2021年実績 | 2022年実績 | 2022年増減 | 適 用 |
|------------------|---------------|------------|------------|--------------------------|-------------------------|
| 収 入 の 部 | 前期繰越 | 3,953,632 | 5,769,719 | 1,816,087 | |
| | 総前期繰越 | | | | |
| | ” 定期預金(特別積立金) | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | |
| | 小 計 (A) | 6,953,632 | 8,769,719 | 1,816,087 | |
| | 原告団会費収入 | 4,760,000 | 1,671,500 | -3,088,500 | |
| | 支える会会費収入 | 916,000 | 740,000 | -176,000 | |
| | 寄付金収入 | 1,468,357 | 1,107,415 | -360,942 | |
| | 活動収入 | 10,000 | 80,000 | 70,000 | 講師謝礼 |
| | 物販収入 | 6,600 | 48,500 | 41,900 | 本、準備書面 |
| | リサイクル収入 | 13,450 | 18,345 | 4,895 | |
| | 雑収入 | 52,850 | 2,000 | -50,850 | |
| | 受取利息 | 20 | 8,057 | 8,037 | |
| | 小 計 (B) | 7,227,277 | 3,675,817 | -3,551,460 | |
| 収 入 合 計 (A+B) | 14,180,909 | 12,445,536 | -1,735,373 | | |
| 支 出 の 部 | 専従費 | 60,000 | 0 | -60,000 | |
| | 旅費交通費 | 1,622,100 | 1,068,060 | -554,040 | 旅費、高速料金、駐車料金、宿泊費等 |
| | 広報・事務用品費 | 114,261 | 82,315 | -31,946 | 印刷代、封筒、コピー用紙等 |
| | 通信費 | 398,679 | 355,940 | -42,739 | 郵送料、電話料、HP管理料 |
| | 会議費 | 120,400 | 10,500 | -109,900 | 会場使用料 |
| | 水道光熱費 | 82,714 | 81,122 | -1,592 | 電気、ガス、灯油、水道 |
| | 消耗品費 | 10,665 | 2,701 | -7,964 | 乾電池、トイレットペーパー、ゴミ袋、事務用備品 |
| | 租税公課 | 2,473,502 | 1,231 | -2,472,271 | 利息にかかる税、印紙代(提訴) |
| | 新聞図書費 | 0 | 37,040 | 37,040 | 会の本代(資料として) |
| | 支払手数料 | 8,601 | 2,710 | -5,891 | 振込手数料 内5000は控訴に伴う支払手数料 |
| | 諸会費 | 0 | 0 | 0 | 分担金 |
| | 賃借料 | 472,800 | 472,800 | 0 | 事務所家賃、事務所駐車場料 |
| | 雑費 | 47,468 | 52,593 | 5,125 | お茶代・自治会費その他 |
| 支 払 合 計 | 5,411,190 | 2,167,012 | -3,244,178 | | |
| 次期繰越金(収入合計-支払合計) | 8,769,719 | 10,278,524 | 1,508,805 | 定期預金(特別積立金)3,000,000円を含む | |

0

| 資産内訳 | 2021年 | 2022年 | 2022年増減 | |
|------------------------------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 現金 | 112,044 | 132,366 | 20,322 | 合 計 |
| 郵便局 普通預金口座 | 5,370,778 | 3,915,341 | -1,455,437 | |
| 郵便局 振替口座 | 286,897 | 3,230,817 | 2,943,920 | |
| 定期預金(特別積立金) 裁判報告集製作費として積立っています。 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | |
| | | | | 10,278,524 |

2022年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝 

「監査報告」

2022年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証票など正確に記帳されており何ら不正不当のないことを確認しました。

2022年 4 月 15 日

会計監査 横井 久 

2010年に初提訴してから13年。4つの裁判を闘ってきました。ただ普通のくらしを守りたいと始めた私たちの裁判運動ですが、みなさまお一人一人の温かいご支援でここまで歩んでこられました。

裁判はまだ続きます。みなさまそれぞれの可能な範囲で会費やカンパにご協力いただければありがたいです。原発を止めるまで、引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会事務局一同

インドネシアからこんにちは！ 八田麻理子

インドネシアからこんにちは。娘2人と珍道中、ジャワ島からお送りします。

毎年8月いっぱいこの地では、17日の独立記念日を中心に、お祝いムード一色となります。昨日も幼い娘は、国旗イラスト入りのTシャツをもらったその場で友人一族から着用させられ、「かわいい！」「似合うー」と称賛を浴びました。

インドネシア独立は、日本の敗戦宣言2日後のこと。思春期の長女は、関連行事ボランティアなどで奮闘したこともあって、翌日に発熱。「日本人が祝うって微妙」と言いながら、今朝も78と大きく書かれたTシャツを自



ら選び着ています。そう、78回目の記念日は、イコール戦後78年目。彼女にとっても意味ある数字です。

日本はこの日を知っているの？

インドネシアを支配したことを知らないの？ここで尋ねられるたび、自国の公教育だけでは知り得ないことがあるんだと、むかし留学したとき気づきました。そして今回初めて、旧知の友人の今は亡きおじいちゃんが、1943年に日本が創設した独立義勇軍の初代メンバーであることを知りました。今では国家英雄の一人とされていることも。

独立の正しさと流した血を広く伝えたいという友人は、祖父を主人公に小説と漫画を出版しました。この本とTシャツをどっさり手渡され、日本人の人に知らせてほしい、できれば日本で出版してほしいと言われていました。それにしても、安保も原発も、過去を振り返り未来を描く習慣のようなものがもうちょっとあれば、少しはましな状況が作れるのでは。

子どもに優しいジャワの地で、娘は78の数字を背負って朝からめいっぱい遊んでいます。子どもがいっぱいなのです、路地裏にも田んぼにも。

ここで受けた優しさのお返しに、帰国したら目の前のことにコツコツ取り組もうと今は燃えています。がはたして。

(はった まりこ /福岡市)

お知らせ

第12回 脱原発パネル展

10/24(火)~29(日)

佐賀市立図書館2階ギャラリー

“12.2 反プルサーマルの日”

12/2(土) 玄海町ポスティング

2009年12月2日は玄海3号機で日本初のプルサーマルが始まった日。14回目を迎える今年12月2日も玄海町への広報活動を行います。

みなさんの支えをお願いします

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎！
- 振込先:郵便振替口座 01790-3-136810 玄海原発プルサーマル裁判を支える会

知ることから始めませんか？

- 座談会しませんか？
原発のこと、命のこと。少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください！
- チラシ・ポスティングを一緒にしませんか？

控訴審進行中

玄海全基運転差止裁判

被告:九州電力⇒不当判決⇒控訴人176人

裁判終了

MOX燃料使用差止裁判

原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟

被告:国 参加人:九電⇒不当判決⇒控訴人187人

3・4号再稼働差止仮処分

債権者236人 ⇒ 不当決定

